



# 令和3年キャリアアップ助成金**変更**概要

4月よりパートさんの昇給や正社員転換等予定されてる経営者様

まずは、キャリアアップ計画書を提出しましょう！

それから処遇を改善していきます。

以下、変更点を赤字でご案内しておりますのでご検討ください。

正社員化コース		支給額 (1人)	支給要件	
有期労働者		正社員	57万	・転換前後、 <b>基本給、手当のみで3%以上賃金アップ</b> すること ・転換前後、6か月賃金支払いがあること。 ・転換時は雇用保険加入。該当者は社会保険加入。
有期労働者		無期労働者	28.5万	
無期労働者		正社員	28.5万	

※上記内容(賃金アップなし)で**障害者正社員化コースが新たに追加されました**。支給額は増額されます。

諸手当制度等共通化コース	支給額	支給要件
有期労働者等(有期契約労働者、パート)に、就業規則の定めるところにより正社員と共通の諸手当を新たに設け、適用した場合に支給するもの	1事業所 1回のみ 38万	・賞与(6ヶ月分相当で5万円以上支給) ・家族手当、住宅手当(3000円以上支給) ・退職金(月3000円以上積み立て) ・諸手当支給日に雇用保険被保険者である。 ・諸手当や <b>健康診断実施日前3か月以上、実施日以降6ヶ月以上雇用されている事</b> 。 ・定期健康診断は全額、人間ドックは半額以上経費負担すること。
<b>健康診断制度</b> 週労働時間20時間～30時間未満の有期労働者(雇用保険被保険者)に人間ドック、定期健康診断を延べ4人以上実施する。	諸手当の数 や適用人数 で加算あり	

選択的適用拡大導入時処遇改善コース	支給額	支給要件
労使合意により社会保険を短時間労働者(週20時間以上、月給8.8万以上等要件あり)に適用した場合に助成。	1事業所 1回のみ 19万	・従業員100人以下→ <b>令和4年9月末まで</b> ・従業員100人超→ <b>令和3年9月末まで</b> ・基本給増額で助成額の加算あり。 ・適用前3か月、適用後6か月以上雇用している事 ・賃金を適用する前後で減額していないこと。

短時間労働者労働時間延長コース	支給額 (1人)	支給要件
有期労働者(週30時間未満)の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に加入させた場合に助成。	22.5万	・延長した日の前後6か月以上雇用している事 ・基本給増額で助成額の加算あり。 ・ <b>令和4年9月末まで</b>

en社労士事務所

社会保険労務士 榎野 縁

〒564-0051 吹田市豊津町1-18 エクラート江坂ビル3階 TEL 050-5326-8274 / FAX 050-5846-4922

※上記内容は、概要になります。詳細は、別途資料を進呈させていただきます。

資料請求申込書 (FAX: 050-5846-4922)			
会社名		住所	
ご担当者		TEL	
		メール	